

奈良時代の写経

宮崎健司 (大谷大學)

국문요약

일본에의 불교경전의 유입은 6세기경에 시작되었다. 일체경으로 불리는 경전군은 651년에 독송되었고 673년에 사경되었다. 단편으로 현존하는 最古의 사경은 686년의 것이며, 最古의 일체경 사경의 확실한 예는 聖武天皇의 발원에 의해 만들어진 734년의 텍스트이다.

奈良時代(710~784년) 동안에 20세트가 넘는 일체경이 사경되었다. 일본으로의 불교 경전의 지속적인 유입이 이러한 활황의 배경이 되었다. 律令國家에 의해 행해진 사경은 주로 황후궁(皇后宮職)과 천황궁(内裏)의 후원에 의해 이루어졌다. 五月一日經으로 불리는 일체경은 光明子の 발원

불교학리뷰 (Critical Review for Buddhist Studies)

9권 (2011. 6) 9p~46p

www.kci.go.kr

에 의한 것으로 전자에서 만들어졌고, 景雲一切經으로 불리는 문헌은 孝謙天皇에 의해 후자에서 만들어졌다. 양자는 奈良時代 사경의 대표적인 것들이다. 그것들은 律令國家에 의해서 勅定一切經(공인된 황실 일체경)으로 불렸는데, 이후 텍스트의 전형이 되었다.

이 경전군의 구성과 내용에 관해서는 명확한 특징들이 주의를 끈다. 그것은 『開元釋教錄』에 기초하면서도 또한 別生經(보다 광대한 일체경에서 추출한 경전), 疑僞經(위경), 目錄外經(목록 외의 경전), 章疏類(주석서)들을 포함하고 있다. 이러한 특징들은 『開元釋教錄』 전체가 일본에서 이용되지 않았으며, 당시 일본의 일체경의 양상과 일치하지 않는다는 사실을 반영할 뿐 아니라, 또한 불경의 일본에의 도입 및 수용에 있어서 한계가 있었음을 보여주는 것이다.

일체경의 공백을 메우기 위해 唐으로부터 승려에 의한 텍스트의 유입이 적극적으로 장려되었다. 국가의 勅定一切經은 이러한 노력의 증거이다.

한편 국가의 명에 의한 사경과 개인의 요청에 의해 사적으로 필사된 사경 사이에는 확연한 차이가 있다. 후자의 범주에 속하는 대부분의 사경들은 나아가 중앙에 기반을 둔 귀족, 중앙의 하위 관료, 부유한 지방의 호족을 위해 만들어 진 것으로 구분할 수 있다. 전자를 위해서는 일체경과 왕국의 보호에 관련된 경전(護国仏典)들이 사경되었으며, 이것들은 천황가와 일체 중생의 구제를 위해 필사되고 봉헌되었다. 이들은 강력한 국가적 성향을 보인다. 후자는 다양한 내용들로 이루어졌는데, 대부분 조상숭배의 형태로서 필사되었으며 주술적 신앙을 반영하고 있다.

寫經所의 개요에 관해서는 造東大寺司 寫經所를 예로 들 수 있다. 고용된 자들 중에는 別當과 案主 등의 관리직원과 사경 지도자(經師), 교정자(校生), 장정가(裝潢)와 같은 전문가들 그리고 그들 밑에서 일하는 사람들이 있었다. 전문가들은 대부분 임시직으로 기숙사에서 생활하는 동안에

사경에 관련된 일을 하였다.

사경의 공정은 다음과 같다. 사경의 요청이 접수되면 사경소는 작업에 필요한 물자의 견적을 작성한다. 일단 승인이 되면 다음에는 작업자들을 임명하고 사경을 위한 종이 제조와 더불어 필사할 저본을 선정한다. 이러한 준비가 끝나면 사경 지도자가 경전을 서사한다. 다음으로 교정자가 필요에 따라 수정을 한다. 사경의 공정은 정장 작업과 함께 완료된다.

사경의 수수료는 비쌌지만, 만약 글자 하나가 잘못 필사되거나 누락될 경우에 그 처벌은 종종 금전적인 것이었다. 현존하는 奈良朝 사경은 자격 시험까지 갖춘 냉혹한 체제 속에서 만들어진 것이다. 또한 휴가와 사내 대출에 대한 서면상의 요구는 필경사들의 생활상을 자세히 보여준다.

奈良朝 사경의 내력은 다양하다. 그것은 후에 현존하는 전사물과 판본들의 저본으로 사용되었다. 奈良朝 사경의 모든 측면이 학술적으로 주목할 가치가 있다.

다수의 유입된 불교 경전(舶載佛典)과 신라 사경이 奈良시대에 존재했으며 이들의 자취는 역사를 통하여 발견될 수 있을 것으로 생각된다. 일본에 현존하는 사경 중에 신라의 사경이 존재할 가능성은 높다. 이러한 것들을 밝혀내기 위해서는 세밀한 연구와 증거의 축적이 필요하다. 종이의 질, 서체, 장정의 양상은 신라의 사경을 식별하는데 중요한 단서를 제공할 것이다.

주제어 : 나라시대 사경(奈良朝写經), 신라사경(新羅写經), 사경(写經), 감경(勘經), 일체경(一切經), 오월일일경(五月一日經), 경운일체경(景雲一切經), 개원석교록(開元釈教錄), 판비량론(判比量論), 정창원문서(正倉院文書), 성무천황(聖武天皇), 광명자(光明子), 효겸천황(孝謙天皇), 현방(玄昉), 심상(審祥), 사경소(写經所), 동대사(東大寺)

はじめに

仏典の日本への将来は、六世紀の仏教公伝¹⁾にはじまると考えられるが、一切経(大蔵経)についても、仏教公伝より百年ほどの白雉二年(六五一)十二月には摂津味経宮で読誦されたことが知られる²⁾が、その書写の初見は天武天皇二年(六七三)三月川原寺でのもの³⁾である。一方、現存する古写経についてみると、個別写経として古く丙戌年(六八六)銘の僧宝林知識経である『金剛場陀羅尼経』⁴⁾が伝来しており、これが現存最古写経である。一切経については、和銅三年(七一〇)の奥書のある知法発願一切経⁵⁾が最古だが、奥書に疑義ももたれる⁶⁾ことから、天平六年(七三四)の願文をもつ聖武天皇発願一切経⁷⁾が確かな一切経の最古例といえよう。

1) 日本への仏教公伝は、百済よりの伝来は共通するものの、年紀については『上宮聖徳法王帝説』などは欽明天皇戊午年(五三八)とし、『日本書紀』欽明天皇十三年十月条などは欽明天皇壬辰年(五五二)とする。

2) 『日本書紀』白雉二年十二月晦条。

3) 『日本書紀』天武天皇二年三月是月条。

4) 文化庁蔵。

5) 知法発願一切経『舍利弗阿毘曇論』卷十二(根津美術館蔵)。

奉為 聖朝、恒延福寿、敬写一切経論及律、莊既了

和銅三□戌五月十日 沙門知法

6) 奈良国立博物館編『奈良朝写経』(東京美術、一九八三年)。

7) 聖武天皇発願一切経『仏説七知経』(檀王法林寺蔵)。

朕以万機之暇、被覽典籍、全身延命、安民存業者、経史之中、釈教最上、由是仰憑三宝、帰依一乘、敬写一切経、巻軸已訖、読之者、以至誠心、上為国家、下及生類、乞索百年、祈祷万福、聞之者、無量劫間、不墮惡趣、遠離此網、俱登彼岸

天平六年歳在甲戌始写

写経司治部卿従四位上門部王

なお榮原永遠男「天平六年の聖武天皇発願一切経」(同氏『奈良時代の写経と内裏』、塙書房、二〇〇〇年)参照。

以下、奈良時代の写経の状況について概観していくことにしたい。

I 一切経とその特質

1. 一切経の書写

奈良時代の一切経については、正倉院文書研究の進展によってさまざまに議論されるようになり、山下有美氏の研究⁸⁾がそれらを代表するものと思われる。さらに古代から中世にかけて一切経を基軸に仏教史を展望された上川通夫氏の研究⁹⁾も重要な指摘を多く含んでいる。以下、山下氏の研究成果を参考にして、奈良時代の一切経を概観していくことにしたい。

一切経の伝来は上述したように、白雉二年の読誦を初見とし、天武天皇二年の川原寺での書写をはじめとするが、その背景と思われる仏典の将来も同時期に盛んにおこなわれている。六六〇年頃には入唐僧道昭が多くの経論を将来し¹⁰⁾、養老二年（七一八）の入唐僧道慈の帰朝に際しても仏典の将来が想像される¹¹⁾。さらに天平七年（七三五）には入唐僧玄昉が最新の経録である『開元釈教録』とそれに基づく「経論五千余卷」を将来¹²⁾し、天平勝宝六年（七五四）唐僧鑑真や彼を伴った遣唐使に

8) 山下有美『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九年）。なお山下氏の見解は特に断らないかぎり本書による。

9) 上川通夫「律令国家形成期の仏教」（『仏教史学研究』三七二、一九九四年）、同氏「一切経と古代の仏教」（『愛知県立大学文学部論集』四七、一九九九年）、同氏「一切経と中世の仏教」（『年報中世史研究』二四、一九九九年）。

10) 『続日本紀』文武天皇四年三月己未条。

11) 『続日本紀』天平十六年十月辛卯条。

12) 『続日本紀』天平十八年六月己亥条。

よって仏典がもたらされている¹³⁾。このような絶え間ない仏典の将来や最新の中国仏教事情が輸入されるなか、奈良時代、特に天平期には律令国家によって数多くの一切経が書写されていくことになり、表1に示すように二十歳をはるかに超える一切経書写の盛況ぶりを呈している。

律令国家による一切経の書写は、国家的写経機構により担われたが、その機構は、皇后宮職系写経機構と内裏系写経機構に大別することができる。

皇后宮職系写経機構は、天平八年(七三六)以前に光明子の皇后宮職の写経機構において写経がおこなわれたものが、変遷を遂げながら国家的写経機構として整備され、天平二十年頃には、東大寺の造営官司である造東大寺司の写経所として重要な役割を果たすことになった。奈良時代の古文書として著名な正倉院文書は、主にこの造東大寺司写経所に伝来した帳簿群である。

一方、奈良時代の写経では皇后宮職系写経機構のみが注目される嫌いがあるが、もう一つの重要な写経機構が内裏系写経機構である。内裏系写経機構の存在は、上述した一切経の現存最古の書写例である聖武天皇発願一切経の天平六年(七三四)の願文による「写経司」の存在によって知られ、その後皇后宮職系写経機構の写経事業と関連しながら、奈良時代後半の写経事業で重きをなしていった。なお現存古写経や文献史料によって国家的写経機構とは別にさまざまな写経機構が存在し、寺院や個人また地方での書写も見出せる。

さて、皇后宮職系写経機構では、光明子発願一切経(06五月一日経)¹⁴⁾・大官一切経(11先写一切経)¹⁵⁾・後写一切経(15)¹⁶⁾・周忌斎一切経(21)¹⁷⁾

13) 『続日本紀』天平宝字七年五月戊申条。

14) 以下、表1の番号と対応する。

15) 「一切経本充并納紙帳」(「正倉院文書」続々修第二帙第二巻『大日本古文書』(編年文書)

などがあげられ、内裏系写経機構では、現存最古の聖武天皇発願一切経(07)・孝謙天皇発願一切経(18景雲一切経)などがあげられる。また両機構にまたがるものもあり、甲部一切経(26)・五部一切経(27)¹⁸⁾があげられる。その他の写経所でも藤原豊成家での藤原豊成一切経(08のち図書寮一切経)¹⁹⁾・藤原北家での元興寺北宅一切経(09藤原夫人願経)²⁰⁾・善光朱印経(17)²¹⁾・吉備由利発願一切経(23)などがあげられる。

以下、当該期の一切経の特質をみるため、代表的な国家的一切経の書写例として、光明子発願一切経と孝謙天皇発願一切経にしぼって、その内容と特質をみていこう。

2. 一切経の特質

奈良時代の一切経の書写として、もっとも代表的なものは、光明子発

第八卷一七一頁～、以下「続々修二ノ二 八ノ一七一～」などと略す。

- 16) 「後写一切経雑案」(続々修二ノ四 九ノ一～)。なお大平聡『正倉院文書と古写経の研究による奈良時代政治史の検討』(『1993～1994年度科学研究費補助金一般研究(C)研究成果報告書』、一九九五年)参照。
- 17) 山本幸男「天平宝字四～五年の一切経書写」『光明皇太后崩後の藤原仲麻呂政権』(同氏『写経所文書の基礎的研究』、吉川弘文館、二〇〇二年)。
- 18) 栄原永遠男「奉写一切経所の写経事業」(同氏『奈良時代写経史研究』、塙書房、二〇〇三年)。
- 19) 原永遠男「図書寮一切経の変遷」『図書寮経の構成と展開』(栄原註(07)前掲書)。
- 20) 藤原夫人発願経『仏説阿難四事経』(京都国立博物館蔵)。
維天平十二年歲次庚辰三月十五日、正三位藤原夫人、奉為 亡考贈左大臣府君及見在 内親郡主、発願敬写一切経律論各一部、莊嚴已訖、設齋敬讚、藉此勝緣、伏惟 尊府君、道濟迷途、神遊淨国、見在 郡主心明朗慧、福祚無窮、伏願 聖朝万寿、国土清平、百辟尽忠、兆民安樂及檀主藤原夫人、常遇善緣、必成勝果、俱出塵勞、同登彼岸
- 21) 大平聡「善光朱印経の基礎的考察」(『神奈川地域史研究』六、一九八七年)、同氏「善光朱印経奥書集成」(『藤沢市史研究』二二、一九八九年)参照。

願一切經のうちの、次の天平十二年(七四〇)五月一日付の願文をもつもので、その願文の日付から「五月一日経」と称されている²²⁾。願文の内容により、光明子が父藤原不比等と母県犬養三千代の冥福と聖武天皇の福寿および臣僚の忠節などを祈願した一切経であったことがわかる。

皇后藤原氏光明子、奉為

尊考贈正一位太政大臣府君・尊妣贈従一位橘氏太夫人、敬写一切経論及律、莊嚴既了、伏願、憑斯勝因、奉資冥助永庇菩提之樹、長遊般若之津、又願上奉 聖朝、恒延福寿、下及寮采、共尽忠節、又光明子自發誓言、弘濟沈淪、勤除煩障、妙窮諸法、早契菩提、乃至伝燈無窮、流布天下、聞名持卷、獲福消灾、一切迷方、会帰覺路

天平十二年五月一日記

五月一日経は、書写の総数が約七〇〇〇巻にも及んだと考えられ、聖語蔵に現存する約七五〇巻に巷間のものをあわせて一〇〇〇巻ほどが伝

22) 五月一日経については、赤尾栄慶「『光明皇后御願一切経』五月一日経について」(『古筆学叢林』二〈古筆と写経〉、八木書店、一九八九年)、大平聡「天平勝宝六年の遣唐使と五月一日経」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上、吉川弘文館、一九九三年所収)、同氏「五月一日経の勘経と内裏・法華寺」(『宮城学院女子大学キリスト教文化研究所研究年報』二六、一九九三年)、堀池春峰「光明皇后御願瑜伽師地論の書写について」(『光明皇后御願一切経と正倉院聖語蔵』(同氏『南都仏教史の研究』上〈東大寺篇〉、法蔵館、一九八〇年)、松本包夫「聖護蔵五月一日経の筆者と書写年代その他」一〜三(『書陵部紀要』十五〜七、一九六三〜五年)、皆川完一「光明皇后願経五月一日経の書写について」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』上、吉川弘文館、一九六二年)、宮崎健司「光明子発願五月一日経の勘経」(宮崎健司『日本古代の写経と社会』、塙書房、二〇〇六年)、山下註(前掲書、同氏「日本古代国家における一切経と対外意識」(『歴史評論』五八六、一九九九年)、同氏「五月一日経『創出』の史的意義」(『正倉院文書研究』七、一九九九年)などがある。

存している。その書写の経緯は、正倉院文書によって詳細に追うことができるが、おおむね以下のものであった。

皇后宮職管下の写経所で天平五年頃にはすでに開始され、ある一切経を書写する方針であったが、天平七年に入唐僧玄昉が帰朝し、唐の開元十八年（七三〇）に成立したばかりの最新の仏典目録である『開元釈教録』とそれに基づく仏典を将来したことにより、『開元釈教録』に基づく一切経へと大きく書写の方針を変更することになる。天平八年九月からは『開元釈教録』入蔵録（五〇四八卷）に基づく一切経の書写に変更され、玄昉将来の仏典が借用され、底本として書写されていった。しかし、実際にはすべての入蔵録の仏典が将来されたわけではなかったようで、底本がすべて揃わず事業が停滞する。天平十五年五月からは『開元釈教録』の入蔵録以外の別生経・疑偽経、さらには目録外経や中国や韓半島で著わされた章疏類をも含めて書写することになったようで、おそらく当時の日本に所在するあらゆる仏典の書写を目指すという第二の書写方針の変更がなされた。その後、書写事業は天平勝宝八歳（七五六）五月に聖武天皇が没したことによって終了したと考えられる。この間、天平勝宝四年（七五二）四月の東大寺盧舎那大仏開眼会で講説、転読に使用され、東大寺に施入された。また天平勝宝五年～七歳にかけては、東大寺と内裏・興福寺・大安寺・元興寺・薬師寺で、唐からの舶載経であった凶書寮経によって対校する勘経がおこなわれ、そのテキストとして内容の保証に努力が払われた。五月一日経は、のちの一切経のモデルとされ、さらに書写の底本として重要視されていくことになった。

また五月一日経とならんで、奈良時代の一切経書写の事例として代表的なものとしてされるのが、孝謙天皇発願一切経で、次の神護景雲二年（七六八）五月十三日付の願文をもつことから、「景雲一切経」と称されてい

る²³⁾。願文により、孝謙天皇が父聖武天皇の冥福を祈願した一切経であったことがわかる。

維神護景雲二年歲在戊申五月十三日景申、弟子謹奉為

先聖、敬写一切経一部、工夫之莊嚴畢矣、法師之転読尽焉、伏願、橋山之鳳輅、向蓮場而鳴鑾、汾水之龍驂、泛茲香海而留影、遂被不測之了義、永証弥高之法身、遠暨存亡、傍周動植、同茲景福、共沐禪流、或變桑田、敢作頌曰、

非有能仁、誰明正法、惟朕仰止、給修慧業、權門利広兮拔苦、知力用兮登岸、敢對不居之歲月、式垂罔極之頌翰、

景雲一切経も、書写総数六五〇〇巻以上にのぼるものと考えられ、聖語蔵の約七四〇巻と巻間にあるものをあわせて八〇〇巻弱が伝存している。その書写の経緯も五月一日経と同じく、正倉院文書によって追うことができるが、以下のようであった。

内裏系写経機構である写御書所で書写が担われたが、天平宝字二年(七五八)には書写事業が始まっていたと思われる。天平宝字六年六月頃には孝謙天皇の側近を中心として勘経が行なわれ、天平神護元年(七六五)三月から五月頃にかけてその事業は御執経所に引き継がれていった。そののち御執経所は奉写一切経司に発展したが、勘経が神護景雲三年七月頃には終了し、景雲一切経の事業がすべて終了している。その内容は、五月一日経と同様で、『開元釈教録』入蔵録をベースとしながら、別生経・疑偽経や目録外経、また疏などを含むものであった。勘経に際

23) 景雲一切経については、奈良国立博物館註(06)前掲書、榮原永遠男「内裏における勘経事業」『写御書所と奉写執経所』(榮原註(07)前掲書)、山下註(08)前掲書などがある。

しては、五月一日経をはじめとして、水主内親王経・審祥師書・内堂経・図書寮経などのテキストが対校本とされたが、ことに五月一日経が重要視されていたと考えられる。

山下有美氏は、これら光明子発願の五月一日経と孝謙天皇発願の景雲一切経は奈良時代を代表する国家的写経であり、律令国家によって認定された一切経として『勅定』一切経（以下、「勅定一切経」と称されている²⁴⁾。

さて、この二つの勅定一切経で共通するのは以下の三点である。

- ① 国家的写経機構（皇后宮職系写経機構と内裏系写経機構）での書写
- ② 勅定一切経として、のちの一切経の基準兼テキストとして重要視
- ③ その構成の特殊性（『開元釈教録』入蔵録を基本としながら、別生経・疑偽経、目録外経、章疏も含む）

このうちきわめて重要であるのは一切経の構成の特殊性である。それは一切経の受容、仏教理解に関わる問題といえるからである。

まず『開元釈教録』入蔵録を基準とすることの意味についてである。『開元釈教録』は西崇福寺の経蔵整備を目指して唐の開元十八年（七三〇）に智昇によって撰述されたもので、私撰ながら成立後に流布・普及して事実上勅撰に準ずる存在として大きな影響を与えた。その『開元釈教録』が成立の五年後、天平七年（七三五）に玄昉によって伝来されたのであり、中国における最新目録として重視されたと考えられる。つまりは中国の最新の仏教事情が日本でも大きな影響を与えていることを示していよう。

次いで、入蔵録以外の別生経・疑偽経、また目録に掲載されない目録外経や章疏を含むことについてである。別生経・疑偽経や目録外経が含

24) 山下有美「日本古代国家における一切経と対外意識」「五月一日経『創出』の史的意義」（註(22)参照）。

まれていったことには、当時の日本の仏典理解の実状との関わりが考えられる。

山下有美氏は「一切経目録卷下」²⁵⁾に注目されている²⁶⁾。山下氏によれば、『開元釈教録』卷二十末尾の不入蔵目録と称すべき部分に該当する仏典について、『開元釈教録』ではさまざまな理由によって入蔵しなかったが、当時の日本では、真偽判定が不可能で、遺漏した場合を危惧して取り敢えず入蔵しておくという状況であったとし、疑偽経に対する嫌悪感が薄く、受容側の限界によるとされている。

章疏を含む点については、のちの日本では一切経を「経律論疏集伝」と呼称するように、章疏類も一括として考えられている節がある。仏典研究の未熟な当時の日本においては、経律論の講説に章疏が必要、不可欠であり、論と章疏の差異の認識が少なかったのではないだろうか。東大寺大仏造立の思想的基盤となったと考えられる天平十二年(七四〇)からの『華嚴経』講説についてみると、その経疏である法蔵述『華嚴経探玄記』や恵苑述『続華嚴略疏判定記』への依存が顕著であり、『華嚴経』の成立に関わる関連仏典でさえ、かなり遅れてからしか注目されていないことがわかる²⁷⁾。この状況は平安時代初期の一切経にも継受されている²⁸⁾。

また目録外仏典が含まれることに関連して注意されるのは、仏典の注記に際して、『開元釈教録』のみではなく、以前の経録にも依拠していた

25) 続々修十四ノ六・同裏 二十五ノ三〇~。

26) 山下有美 「日本古代国家における一切経と対外意識」 「五月一日経 『創出』の史的意義」 (註(22)参照)

27) 宮崎健司 「東大寺の『華嚴経』講説」 (宮崎註(22)前掲書)。

28) 例えば、『続日本後紀』承和二年正月庚申条には、次のように一切経書写に際して章疏等も書写されたことがわかる。

庚申、去年有レ勅、令二相摸・上総・下総・常陸・上野・下野等国、奉一レ写二一切経一、今亦貞元并梵积寺目録所レ載律論疏章紀伝集抄、每レ国均分、令レ加二写之一、

点である。例えば、「可請本経目録」²⁹⁾などにみられる旧録による注記が存在することから、旧録への関心もうかがわれる。これらはすでに受容された仏典とそれに基づく教学が厳然と存在していたため、その扱いをどうするのかという問題があったのではないかと思われる。日本への仏教公伝は百済からであり、当初、韓半島からの影響は多大なものがあったと推定されるが、仏典に関しても、唐からの将来仏典以外に、多くの韓半島からの将来仏典が存在していたと推定される³⁰⁾。韓半島から舶載された仏典のうち草書で書写されたものがあったと推定され、「草字釈文」³¹⁾の存在は、そのような草書された舶載経の存在を想像させる³²⁾。

このような状況下では『開元釈教録』のみで仏典の集成をするだけでは、当時の日本における仏教界の教学を包括することが不可能であったのではないだろうか。唐僧鑑真の来日による受戒制度の刷新に際し、既存の受戒による僧侶たちの抵抗が存在したこと³³⁾にも象徴されるように、すでにそれまでの仏典受容を背景として教学が形成されていたことを想像させるのである。

これらの一切経の構成の特殊性、多様性の背景には、上述のさまざま

29) 続々修十四ノ四 十二ノ二一〇～。

30) 東野治之「正倉院文書からみた新羅文物」(同氏『遣唐使と正倉院』、岩波書店、一九九二年)。

31) 続修別集四八『大日本古文書』(編年文書)に未収。この史料は、草書体と楷書体を対照したメモのような文書で、当時、写経所において草書体の仏典が存在したこと、また、それは当時に写経生には珍しく、対照表が必要であったことを想像させる。

32) 宮崎健司「大谷大学博物館蔵『判比量論』の性格」(宮崎註(22)前掲書)。

33) 『延暦僧録』普照伝(『日本高僧伝要文抄』卷三)

(前略)自至聖朝合国不伏、無戒不知伝戒来由(後略)。

『東大寺要録』卷四、戒壇院条

僧録云、勝宝六年四月初、於盧舍那殿前立戒壇、(中略)少遠坐拳不伏、人々面色之中、有興福寺僧法寂、起立大叫僂言(後略)。

な状況があり、それらを包括する一切経を策定する必要があったと考えられる。したがって、いわば当時の現存仏典の全集成を意図するものになったといえるが、これは日本独自のスタイルではないかと思われる。ただし、一切経としては不完全なものといわざるをえないものであったため、「勅定一切経」として国家によって保証されることになったといえよう。

なお当時の一切経には目録が付されていたが、これは『開元釈教録』入蔵録を元にしたものと思われる。蔵外仏典が一切経に編入されている以上、その目録にも蔵外仏典名が写し加えられていたであろうが、その実例は見出せない。しかし奈良朝写経に系譜をもつ写本でその痕跡と目されるものがある。それは、法隆寺一切経³⁴⁾のうちで、大治二年(一一二七)の僧林勝の書写にかかる『開元釈教録』巻十九(大谷大学博物館蔵)である。本品には尾題の前に追記があり、次のように一三部二〇一卷の仏典名が写し加えられている。

(前略)

光讚般若波羅蜜經十卷

注金剛般若波羅蜜一卷 慧浄注

注金剛般若波羅蜜經一卷 肇法師注

注勝鬘獅子孔經二卷

注涅槃經七十二卷

注涅槃經卅卷

注法華經七卷

注維摩詰經八卷

34) 法隆寺一切経については、法隆寺昭和資財帳編集委員会編『昭和資財帳 法隆寺の至宝』七(写経・版経・版木)(小学館、一九九七年)、宮崎健司「法隆寺一切経と『貞元新定釈教目録』」(宮崎註(22)前掲書)などを参照。

注維摩詰經六卷

法華玄論五十卷

花嚴論五十卷

世親仏性論四卷

撰大乘論積十二卷

右件九經四論合二百一卷者広録不載

唯因見寫名今編附耳

開元釈教録卷第十九 入蔵録卷上

大治二年六月十一日書写畢

法隆寺一切経内 五師林勝書了

これと関連して宝亀十一年（七八〇）の『西大寺資財流記帳』に記載された西大寺弥勒堂一切経には「注大乘経拾三部二百一卷」がみえ、その関係が注意される³⁵⁾。

勅定一切経が日本独自のあり方を示していることを確認したが、これが日本独自ゆえにその内容が対外的にも意味あるものであるための証左が必要となったであろう。その点で注意されるのが将来仏典への依存の問題である。

五月一日経が『開元釈教録』による一切経へと方針変更した当初、玄昉将来経を一括して借用していたが、道昭の将来した禅院所蔵経も早く借用されている³⁶⁾。このことは別生経・疑偽経および目録外経を含みながらも、その将来経ゆえの尊重があると思われ、これも受容側の限界を示すものであろう。これら将来経の信頼性は後世まで珍重されている。

35) 宮崎健司「奈良時代一切経の行方」（宮崎註(22)前掲書）。

36) 「裝潢本経充帳」（続々修二十八ノ三、八ノ一一一〜）参照。

また日本での現存仏典の集成へと第二の方針変更をした五月一日経は、『開元釈教録』による一切経からみると極めて異質なものといわねばならない。それを有用な一切経として確立するためになんらかの方途を探さなければならなかったと思われる。それがやはり将来仏典や渡来僧による勘経という問題であっただろう。

天平勝宝期に五月一日経を図書寮経（唐経）や遣唐使将来仏典によって、校訂する勘経が精力的に実施されているが、唐僧鑑真による一切経の校正も渡来僧による日本の一切経の權威の保証を目指したものであるということができよう³⁷⁾。

3. 日本における仏典研究の現状

日本では自国語に仏典を翻訳する翻経ということがなされず、漢訳仏典をそのまま受容している。当然、翻経を通して仏典の研究は深化し、その研究成果として一切経が成立するのであり、教学の深化とあいまって宗派の形成もあったといえよう。この点、日本では、すべての面である程度できあがった中国・韓半島の状況を受容するというあり方であったため、その理解度が問題になってくるであろう。

山下有美氏は、勅定一切経の分析を通して、一切経のシステムが本格的に導入されるのは『開元釈教録』に基づく一切経が意図されて以降であるとされている。先に天平勝宝期の五月一日経の勘経にふれたが、これは一切経の權威を保証する行為であると共に、以後、一切経書写に際して必ずといってよいほど勘経をまず行ない、テキストの校訂を実施して書写するように、ようやく仏典そのものの研究も深まったものと思われる。

37) 『続日本紀』天平宝字七年五月戊申条の鑑真物化伝には「于レ時有利勅、校二正一切経論一、往々誤字、諸本皆同、莫二之能正、和上諳誦、多下二雌黄一」とみえる。

その実例として天平勝宝七歳の『大宝積経』の勘経には別生経や同本異訳なども参照され、仏典研究の深化をうかがわせるのである³⁸⁾。したがって、奈良時代前期において仏典研究がどの程度であったのかが問題となるであろう。

日本古代の一切経は、現存一切の仏典の集成を目指すものであり、別生経・疑偽経などについては判別不能であることから、漢訳仏典の受容側の限界を示しつつ、中国仏教に敏感に反応し中国最新入蔵録を基準とした。しかし、現状ではコレクションの完備は不可能であったため、現存仏典の全集成に目標を定め、その日本独自で、ある意味で不完全な日本の一切経の権威を保証するため、将来仏典(唐経)や唐僧によって勘経を精力的に進めたものと思われる。その意義として、対内的には仏教教義の根拠たる仏典を国家が総括することで、仏教を宗教的支配イデオロギーとして機能させる点にあり、対外的には唐・新羅など東アジア世界に対して完成した律令国家としての威信を誇示する道具でもあったといえよう。

II. 奈良時代の個別写経—私願経を中心に—

1. 個別写経の書写

個別写経の研究も一切経の研究と同様に正倉院文書研究の進展によって深化してきている。個別写経のうち国家的写経機構によるものは、正倉院文書によって知られる間写経³⁹⁾によってうかがえるが、これらは天

38) 宮崎健司「天平勝宝七歳における『大宝積経』の勘経」(宮崎註(22)前掲書)。

39) 「間写経」の「間写」とは、「常写」に対する用語で、時々々の命によって書写された写経であることが藺田香融氏によって指摘されている。藺田香融「南都仏教における救済の論理(序

皇や皇后や貴族の発願によるものであり、一切経書写と同じく、仏教の国家的受容とその影響下にあるものといえよう。その多くはこれに対して、私願による民間写経の分析は、古代社会における仏教受容のあり方を検討するのにふさわしいものと考えられる。そこで鬼頭清明氏の先行研究⁴⁰⁾によりながら、民間写経を概観することにした。

さて、奈良時代、とくに宝亀年間以前の奥書をもつ現存古写経は、表2のように七十例以上を数えるが、写経主体によって貴顕写経と民間写経に分けられる。

前者のうち貴族層によるものとして著名なものは長屋王願経 (03・04 『大般若波羅蜜多経』)⁴¹⁾・石川年足願経 (19 『灌頂随願往生経』)・百済豊虫願経 (63 『金光明最勝王経』) などがあり、僧尼によるものには僧玄昉願経 (26 『千手千眼陀羅尼経』)・尼真証願経 (54 『大方広仏華嚴経』) などがあげられる。

後者のうち中央下級官人層や畿内中小豪族層によるものに現存最古の僧宝林知識経 (1 『金剛場陀羅尼経』)・和泉監大鳥郡知識経 (10 『瑜伽師地論』)⁴²⁾・河内国知識大般若経 (50・53 『大般若波羅蜜多経』) などがあり、また地方下級官人層・畿外豪族層によるものとして播磨国賀茂郡既多寺知識経 (15 『大智度論』)・山田方見願経 (29 『大般若波羅蜜多経』)・舍人国足願経 (30・31 『瑜伽師地論』)・建部虫麻呂願経 (51 『瑜

説)一問写経の研究-」(『日本宗教史研究』四 法蔵館 一九七四年)参照。

40) 鬼頭清明「奈良時代の民間写経について」(同氏『日本古代都市論序説』、法政大学出版局、一九七七年)。

41) 以下に付した番号は表2の番号と対応する。

42) 『瑜伽師地論』卷二十六(知恩院蔵)。

和泉監大鳥郡日下部郷 天平二年歳次庚午九月書写奉
優婆塞練信

大檀越 從七位大領勳十二等日下部首名麿惣知識七百九人 男二百七十六 女四百卅三

伽師地論』)などがあげられる。

2. 個別写経の特質

これら写経のうち貴顕写経の内容は、一切経や護国仏典などであり、その願意も、例えば、百済豊虫願経 (63)⁴³⁾は顕著な護国仏典である『金光明最勝王経』ほかを書写しており、その奥書には、皇族・衆生の済度を目的するものが多く、国家的色彩の濃厚な仏教受容と思われる。また五月一日経の願文と比較してみると比較してみると、その類似性が注意される。この酷似した様子からすると、五月一日経を願文まで含めてモデルとしていたのではないかと推測される。まさに国家的写経のスタイルをとった典型といえよう。

一方、民間による写経の内容は『大般若波羅蜜多経』『瑜伽師地論』『大智度論』『法華経』などが多くみられる。その願意については、例えば、現存最古の僧宝林知識経 (1) の奥書には

歳次丙戌年五月川内国志貴評内知識為七世父母及
一切衆生敬造金剛場陀羅尼經一部藉此善因往生淨
土終成正覺 教化僧寶林

とみえ、一切衆生済度との文言を含むものの、初めに七世父母の追善が

43) 『金光明最勝王経』卷十(西大寺藏)

維夫天平宝字六年歳次壬寅二月八日、菩薩戒仏子百済豊虫奉為 二親敬写法華経一部、光明最勝王経一部・金剛般若経一卷・理趣般若経一卷・本願薬師経一卷合廿一卷、莊嚴既了伏願、憑斯勝因、奉資冥助、永庇菩提之樹、長遊般若之津、又願、上奉聖朝、恒延福寿、下及寮采、共尽忠節、又豊虫自初誓言、弘濟沈淪、勤除煩障、妙窮諸法、早契菩提、乃至伝灯无窮、流布法界、聞名持卷、獲福消灾、一切迷方、会帰覚路

語られるように、祖先崇拜に関わるものが多く、国家仏教の影響よりも祖先崇拜・呪術的信仰を主とした仏教受容の様相を示しているといえる。

また書写仏典に『大般若波羅蜜多經』『瑜伽師地論』『大智度論』が多いのが注目される。ただし『大般若波羅蜜多經』は貴顕写經にも多くみられる。その点に関して、仏教政策に大きな影響力をもったと思われる道慈が、私的に大安寺で挙行していた『大般若波羅蜜多經』転読を「護寺鎮国平安聖朝」のために恒例の国家的行事とすることを嘆願し勅許されたことが知られ⁴⁴⁾、護国仏典的な仏典として広く受容されたことと関わるであろう。

『大般若波羅蜜多經』は玄奘訳にかかる全六〇〇巻の仏典中の最大のもので、般若仏典の集成したものであるが、やはり奥書に父母や四恩のためとするものがみられ、祖先崇拜・呪術信仰を背景としたものと考えられる。しかし、先にみた記事の中で、道慈は、大安寺造営を命じられてより修造に際して災害に遭うことを恐れて、毎年『大般若波羅蜜多經』の転読を勤修したところ災害に遭うことがなかったといっており、災害消除に効能があるものと考えられていたと思われる⁴⁵⁾。したがって、民間によって受容しやすいものでもあったといえよう。

『大智度論』は龍樹造・鳩摩羅什訳にかかる全一〇〇巻の大部なもので、『大般若波羅蜜多經』の注釈書で、一对で書写された例(春日戸比良願經)⁴⁶⁾もあるので、選択を明確に示すものはないものの、『大般若波羅蜜多經』と同様な使用のされ方をしたものと思われる。

『瑜伽師地論』は弥勒造・玄奘訳にかかる全一〇〇巻の大部なもので、

44) 『続日本紀』天平九年四月壬子条。

45) 五来重「紀州花園村大般若經の書写と流伝」(『大谷史学』五、一九五六年)。

46) 『大般若波羅蜜多經』卷五百九十一(個人蔵)

天平十六年歲次甲申六月、発至信心、敬奉写大般若經六百卷・大智度論一百卷

法相教学の重要仏典であり、瑜伽行者の唯識中道に入る方法を示した煩瑣な内容のものである。鬼頭氏は七世父母追善を明記した奥書をもつ瑜伽論系の『深密解脱経』(66)⁴⁷⁾と同じく、『大般若波羅蜜多経』と同様な趣旨で選択されたと推定されている。また和泉監大鳥郡知識経(10『瑜伽師地論』)⁴⁸⁾が行基の徒による知識結とする井上光貞氏の研究⁴⁹⁾を参照し、仏教の呪術的・社会的実践と密着した仏典として受容した可能性を示されている。

一方、これら仏典の書写に際しては在地の知識結によるものが多くみられる。先にみた僧宝林知識経の場合もそれにあたるが、例えば、河内国知識大般若経(53)の奥書⁵⁰⁾によれば、化主僧のもと村落を絆とする

47) 『深密解脱経』巻一(個人蔵)。

神護景雲四年歳時庚戌二月三日、錦日佐使主麻呂発願、
 瑜伽論一部、上報仏恩、為国王帝臣、
 次為无边无际一切
 次七世父母六親眷属慈悲父母、兜率天浄土往生、得見彌勒菩提
 「一校千麻呂 又一校 千万呂」

48) 『瑜伽師地論』卷二十六(知恩院蔵)。

和泉監大鳥郡日下部郷天平二年歳次庚午九月書写奉
 優婆塞練信

大檀越 從七位大領勳十二等日下部首名鷹惣知識七百九人 男二百七十六 女四百卅三

49) 井上光貞「行基年譜、特に天平十三年記の研究」(同氏『日本古代思想史の研究』、岩波書店、一九八二年)。

50) 『大般若波羅蜜多経』卷四二一(医王寺・亡失 二十五ノ一七二〜)。

竊以、昔河東化主、諱万福法師也、行事繁多、但略陳耳、其橋構之匠、啓於曠河、般若之願、発於後身、此始天平十一年、迄来十二年冬、志未究畢、迹偃松嶺、是以改造洪橋、花影禪師、四弘之願、発於宝椅一乘之行、繼松般若、汎導汎誨、良父良母、于茲吾家原邑男女長幼、幸預其化、心託本主、謹敬加写大般若経二帙廿卷、繕飭已畢、此第四十三帙并第五十二帙也、仰誓、辱捧一豪之善、威報四恩之重、人頼三益之友、家保百年之期、広者小善餘祐、普及親疎、自他相携、共遊覚橋
 奉仕知識伯太造量亮

知識結が形成され、いわば共同体的結合を中核とする宗教行為として遂行されたものと思われる。書写仏典の選択には化主僧に一任されたものと思われるが、先にみたように災害消除の効力があるならば、村落結合を中核とする写経としてふさわしいものといえよう⁵¹⁾。

いずれも大部で難解な仏典であることから、書写仏典の選択に際しての基準がその中身だけではなく、その規模にも注意されたのではないだろうか。村落レベルの知識経であれば、多くの結縁者が参加できる大部な仏典が選択された可能性があるのではないかと考える。ただし慈氏知識経(16~18『瑜伽師地論』⁵²⁾)については、藺田香融氏の指摘⁵³⁾にあるように、弥勒信仰を共有する信仰集団の知識経であり、奥書に願意を明記しないものの、仏典の中身への理解が前提としてあった可能性は大きいであろう。したがって、民間写経では書写仏典の理解に幅があったとみることもできるかもしれない。もしそうであれば、民間における仏教信仰のありようもきわめて多様であったことを反映しているともいえよう。

III. 写経組織と作業工程

奈良時代の写経は、隋唐の宮廷写経の系譜を引くと思われ、一般的

天平勝宝六年九月廿九日

51) 中井真孝『日本古代の仏教と民衆』(評論社、一九七三年)。

52) 『瑜伽師地論』卷九(知恩院藏)

天平七年歲次乙亥八月十四日写了

書写師慈氏弟子 三宅連人成(本名)

今受名慈氏弟子慈靈 檀越慈氏弟子慈姓

53) 藺田香融「古代仏教における宗派性の起源」(同氏『平安仏教の研究』、法蔵館、一七八一年)。

に謹直な楷書で一紙十七字詰二十八行で書写される。これらの写経がどのような組織で、どのような工程で書写されていくのかを、造東大寺司の写経所を事例にみてみたい。

1. 写経組織

造東大寺司の写経所の組織は、事務職員と「写経生」とよばれる専門職員に大別でき、これに雑使・仕丁などの下働きの者がいた。

事務職員のうち、造東大寺司の主典や史生から任命された「別当」が管理責任者で、いわば写経所の所長ともいうべき存在である。事務現場では、「案主」と呼ばれる事務責任者が事務処理にあたった。

一方、専門職員としての写経生は、経文の書写に従事する「経師」（経生・書生）、写経の校正に従事する「校生」、料紙の紙継ぎや成巻などの装丁に従事する「装潢」などで、事業によって増減はあるが、数十人規模で事業にあたった。経師の中でとくに能書の者が経巻の表紙の題詞（外題）を書いたらしく、「題師」と呼ばれることもあった。また装潢の中で界線を引く者を「堺師」と称することもあった。校生は経師と同一の人物が散見するので、両者の職種的な差異はあまりみとめられないといえよう。また写経生の中には案主など事務職員となる者もいた。

写経生のほとんどは臨時職員で、他の官司からの出向者もまみられたが、おおむね寄宿舍で生活しながら「堂」と呼ばれる作業場で写経事業に従事していた。また写経生の採用については、装潢は未詳ながら、経師は、写経に堪える能書かどうかを試す採用試験があったらしく、その答案らしき「試字」（知恩院蔵）が伝存している。

次にこれら写経所組織による写経の工程をみてみよう。

2. 作業工程

内裏などの発願主から造東大寺司を経由して写経が命じられると、写経所は必要物資の見積書(「用度申請解」など)を作成し、造東大寺司を経由して写経の発願主に請求をおこなう。この間、写経生の手配など事業の準備がすすめられた。

写経そのものに関わることでは、まず書写の底本の収集がなされる。これを「本経」と呼んでいる。収集にあたっては、所蔵仏典はもちろん寺院や僧侶・貴族から借用されることも多々みられ、それらは厳密に管理された。本経の収集・管理に関わって「律論疏集伝等収納并返送帳」「経疏出納帳」とみえるものがあるが、これらは仏典の管理帳簿と思われる。

一方、写経用の紙は独自に漉いていたのではなく、一紙状態のものが外部から支給され、装潢によって写経用の料紙として整えられていった。その管理帳簿を「充装潢帳」「装潢手実帳」「紙上帳」などという。

「造紙」と表現される写経料紙に加工する作業には「継」「打」「界」といった工程があった⁵⁴⁾。

まず「継」とは、一紙で支給された紙を大豆糊で継いでいくことで、二十紙を継ぐのが一般的で、「端継」と呼ばれる仮表紙に仮軸が付けられた。次いで「打」とは、筆のすべりをよくするために紙を文字通り打って繊維をほぐしてしなやかににすることである。そして「界」とは、料紙に界線を施すことで、鹿毛筆によって薄墨で、天地の横界線と行間の縦界線をごく細く引かれた。

本経と料紙が用意されると、それぞれ経師にまわされ、書写されるこ

54) 写経の作業工程については、栗原治夫「奈良朝写経の製作手順」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』中、吉川弘文館、一九七二年)、杉本一樹「端継・式敷・裏紙」(同氏『日本古代文書の研究』、吉川弘文館、二〇〇一年)などを参照。

となる。これらの管理帳簿のうち、本経が「充本帳」、料紙が「充紙帳」である。もちろん筆・墨も支給されて「充筆墨帳」なども存在した。

書写が終わると校生にまわされ、誤字等がないか校正作業がおこなわれる。一般的に二回校正されるが、三回に及ぶこともあった。その管理帳簿が「校帳」である。

校正を終えた経巻は、再度、装潢にまわされ、天地の小口を化粧断ちし、巻尾の上下両端を切断して楕円形にして、軸が付けられた。さらに仮表紙がはずされ、表紙が取り付けられ、緒が付けられた。最後に題師にまわされ、狸毛筆によって題詞（外題）が書写されて写経が完成する。

写経生の給与は「布施」と称される。基本的に出来高制給与で、天平勝宝三年(七五一)二月八日付「写経布施校生勘出装潢作物法例」⁵⁵⁾によれば、その額は次のようなものであった。なお布一端の錢換算は天平十四年(七四二)十二月八日付「金光明寺写一切経所解」⁵⁶⁾による。

経師… …	一般写経：	四〇紙	布一端 (≒二〇〇文)	→ 一紙	五文
	細注写経：	三〇紙	布一端	→ 一紙六～七文	
題師… …	一般写経：	一〇〇卷	布一端	→ 一卷	二文
校生… …		一〇〇〇紙	布一端	→ 十紙	二文
装潢… …		一〇〇紙	布一端	→ 一紙	二文

また経師が誤字・脱字・脱行などのミスを犯すと、罰則的といえる次のように高率な減給処分がなされていた。

55) 続々修四十六ノ六 三ノ四八七～。

56) 続々修七ノ四 八ノ一五〇～。

經師	脱字… …	五字	一紙減	→	五文減
	脱行… …	一行	四紙減	→	二〇文減
	誤字… …	二〇字	一紙減	→	五文減
校生	脱字… …	一字	二〇紙減	→	四文減
	脱行… …	一行	一〇〇紙減	→	二〇文減
	誤字… …	一字	五紙減	→	一文減

写經生の一日の作業量⁵⁷⁾は、個人差もあろうが、經師は三千~四千字程度=六~九紙で、日当三〇~四五文となるが、脱行を二箇所犯せば、一日の日当が消えてしまうことになる。校生は約二三〇紙程度で、日当は約四六文となるが、やはり脱行二箇所を見落とせば、日当のほとんどが消えてしまうことになる。これらの厳しい罰則規定や上述の「試字」などが、現在に伝わる謹直な奈良朝写經を産む背景になったともいえよう。ちなみに装潢の作業量は約九〇紙程度であつたらしい。

写經生たちの生活実態についても正倉院文書によって多くが知られる。休暇願である「請暇解」⁵⁸⁾は次のようなものである。

巧清成解 申請暇事

合三箇日

右件、依穢衣服洗、請暇如件、以解、

宝龜三年三月廿一日

57) 榮原永遠男『日本の歴史』④〈天平の時代〉(集英社、一九九一年)、丸山裕美子『正倉院文書の世界』(中公新書 二〇一〇年)。

58) 「請暇解」は正倉院文書に散見するが、『正倉院文書の訓読と注釈』請暇不參解編(一)(二)(奈良女子大学21世紀COEプログラム「古代日本形成の特質解明の研究教育拠点」報告書4・9、二〇〇五・七年)に集成されている。

「勘 韓国形見

常世真吉」⁵⁹⁾

これは経師の巧清成が申請したもので、作業着である「浄衣」の洗濯を理由に申請している。これら休暇の理由として、仕事の切れめ・病気・忌引・神祭仏事・洗濯などの理由が明示されて興味深い。また「月借錢解」⁶⁰⁾ という、いわば社内ローンもあったことが知られ、次のようなものである。

巧清成謹解 申請借錢暇事

合錢五百文利每百一月十三文

右件錢、当料給日而、本利儲備將進上、仍録状、謹以申、

宝龜三年三月十三日

証 敢臣男足

証 他田島万呂

『依員下充 司

六月十三日納六百卅文五百文本一百卅文 三月之利』⁶¹⁾

これは先の巧清成が保証人二人を立て、給料の前借りという形で借金を申請したもので、彼は三ヶ月後に無事元本と利息を弁済している。なお利息は百文あたり一ヶ月十三文というものであったらしい。これら借金の

59) 続修二〇 六ノ二八八。

60) 月借錢解については、中村順昭「奉写一切経所の月借錢解について」(同氏『律令官人制と地域社会』、吉川弘文館、二〇〇八年)参照。

61) 続修後集二〇 六ノ三一三～。

質物として、調布・家・口分田などさまざまなものがみられる。

彼らの生活は決して楽なものではなかったらしく、待遇改善を要求する場合もあったらしい⁶²⁾。

おわりに—奈良朝写経と新羅写経—

奈良時代の写経について概観してきたが、最後に奈良朝写経と日本に将来された舶載仏典にふれておわりにしたい。

奈良朝写経の伝来の仕方はさまざまである。安置された当初の場所にそのまま伝存することはまれといってよい。『大般若波羅蜜多經』のような大部な仏典は、平安時代以降、一〇〇巻単位で移動していく場合もあった。また後世の写経事業にあたって、「古経」として、欠を補うために備えられ、伝存する例も多々みられる。著名なものでは石山寺一切経や法隆寺一切経があげられる。

石山寺一切経⁶³⁾は、奈良時代より戦国時代にかけての古写経を中心に、一部版経を含むものである。とりわけ久安四年（一一四八）から保元年間（一一五六～五九）の僧念西による勸進写経が多くを占める。彼の書写事業の中で、多くの奈良朝写経によって、その欠が補われ、天平六年（七三四）の播磨国賀茂郡既多寺知識経（15）や天平十六年（七四四）の舍人国足願経（30）、天平勝宝六年の建部虫麻呂願経（51）などが含まれている。

62) 食事の改善や薬酒の支給などを六項目の待遇改善を求める文書の草案として「写経司解案」（続々修四十六ノ八 二十四ノ一一六～）がある。

63) 石山寺一切経については、石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究』一切経篇（法蔵館、一九七八年）などを参照。

法隆寺一切経⁶⁴⁾は、承德年間（一〇九七～九）から大治四年（一一二八）頃まで書写されたものである。奈良朝写経の一切経である光覚知識一切経（22）ほか、個別写経でも、現存古写経である僧宝林知識経（01）、神護景雲元年（七六七）の僧行信願経（『大般若波羅蜜多経』『法華経』『金光明経』『瑜伽師地論』）などが含まれている。

また奈良朝写経として伝来はしないものの、上述の『開元釈教録』巻十九のように転写されて伝来する事例や、奈良朝写経を底本とした版本として伝来する場合も考えられよう。奈良朝写経のテキストとしての系譜をうかがうには、これら転写本や版本にも目を配る必要があるであろう。

最後に日本に将来された舶載仏典、特に新羅写経についてふれることにしたい。冒頭に述べたように仏教公伝にあたって舶載仏典、おそらく百済写本が伝来したものと考えられるが、その後も隋・唐および韓半島への遣使やそれに随行した学問僧たちによって多くの仏典が将来されていったことが想像される。その背景には、常に受容する立場でなければならなかった日本においては、舶載仏典こそが唯一の仏典の証本であったためといえよう。

奈良時代の舶載仏典については、正倉院文書に「漢（唐）手」「新羅手」「百済手」などの注記のみえる仏典がみえる。これらの仏典には、それぞれ書誌的な傾向がみられ、例えば、漢手の仏典は、本紙を黄紙とし、軸には朱頂軸・白檀軸・水精軸とすることが多く、百済手・新羅手の仏典は、本紙を白紙とし、軸は漆軸とすることが多いとされている⁶⁵⁾。また正倉院文書によって、造東大寺司写経所で、多用される仏典群がいくつかみられ、その代表的なものが「図書寮経」「審祥師経」がある。「図書寮

64) 前掲註(34)参照。

65) 堀池春峰「華嚴経講説より見た良弁と審祥」（同氏『南都仏教史の研究』上、法蔵館、一九八〇年所収）、東野治之「正倉院文書からみた新羅文物」（東野註(22)前掲書）。

經」は、中央官庁の図書寮に所蔵された仏典を示すが、遣唐使や遣新羅使が将来した仏典の多くが図書寮の所蔵に帰していったと思われ、実際、正倉院文書に多出する「図書寮經」は「唐經」とされている⁶⁶⁾。また「審祥師經」は、新羅への学問僧である審祥の所蔵仏典で、正倉院文書によって、その具体的な内容が知られる⁶⁷⁾が、おそらく、その多くは留学中に収集した新羅写經であったと推測される。

上述のことを踏まえるならば、奈良朝写經とされるもののなかに、紙質・書風・装丁を手がかりに新羅写經を見いだすことは十分可能なことといえよう。そのような事例として、『判比量論』断簡（大谷大学博物館蔵）があげられる⁶⁸⁾。

『判比量論』断簡は、本文三紙と廻向偈・識語一紙からなるもので、元暁『判比量論』の逸文として貴重であると共に、光明子の蔵書印「内家私印」があることなどから、奈良時代の写經として重要文化財に指定される。しかし、白紙に草書で写されること、また書風などから新羅写經と考えることができるが、さらに角筆による吏読等の存在も指摘されている⁶⁹⁾。

ところで、本品の識語にある「内家私印」三顆の下のそれぞれ「西」「家」「書」という墨書がみられ、本品が光明子の母・県犬養三千代の旧蔵書で、光明子に伝領されたものであったことが判明する。三千代の夫・藤原不比等は新羅との交流に積極的であった人物であること⁷⁰⁾から、新羅への学問僧が将来した新羅写經が藤原不比等を介して県犬養三千代の所蔵に

66) 宮崎健司「光明子発願五月一日經の勘經」(宮崎註(22)前掲書)。

67) 堀池春峰「華嚴經講説より見た良弁と審祥」(堀池註(22)前掲書)。

68) 『判比量論』断簡については、宮崎健司「大谷大学博物館蔵『判比量論』断簡の性格」(宮崎註(22)前掲書) 参照。

69) 小林芳規「新羅の角筆文献—大谷大学蔵判比量論に加点された角筆の文字と符号—」(同氏『角筆文献研究導論』上〈東アジア篇〉、汲古書院、二〇〇四年)。

70) 宮崎健司「大津連首について」(宮崎註(22)前掲書)。

帰していった可能性があるものでもあり、興味深い例といえよう。

今後、奈良朝写経およびその系譜に連なる古写経および版本をできるだけ詳細に調査し、その書誌的なデータを蓄積することによって、新羅写経の書誌的な特徴などを特定できるものとも考えられ、古写経等の詳細な調査と、書誌的なデータの集積こそが重要な手がかりとなるであろう。

参考文献

- 石田 茂作『写経より見たる奈良朝仏教の研究』(東洋文庫 一九三〇年)
 井上 薫『奈良朝仏教史の研究』(吉川弘文館 一九六六年)
 京都国立博物館編『古写経—聖なる文字の世界—』(京都国立博物館、二〇〇四年)
 宮内庁正倉院事務所編『聖語蔵経巻』[DVD] (丸善 二〇〇二年～)
 国立歴史民俗博物館編『古代日本 文字のある風景』(朝日新聞社 二〇〇二年)
 栄原永遠男『奈良時代の写経と内裏』(塙書房 二〇〇〇年)
 栄原永遠男『奈良時代写経史研究』(塙書房 二〇〇三年)
 杉本 一樹『日本古代文書の研究』(吉川弘文館 二〇〇一年)
 東野 治之『遣唐使と正倉院』(岩波書店 一九九二年)
 中林 隆之『日本古代国家の仏教編成』(塙書房 二〇〇七年)
 奈良国立博物館編『奈良朝写経』(東京美術 一九八三年)
 丸山裕美子『正倉院文書の世界』(中公新書 二〇一〇年)
 宮崎 健司『日本古代の写経と社会』(塙書房 二〇〇六年)
 山下 有美『正倉院文書と写経所の研究』(吉川弘文館 一九九九年)
 山本 幸男『写経所文書の基礎的研究』(吉川弘文館 二〇〇二年)
 頼富本宏・赤尾栄慶編『写経の鑑賞基礎知識』(至文堂 一九九四年)

表 1 七八世紀の切経

No.	名称	構成	巻数	発願者	目的	寺院標榜
1	佛舎堂切経	不明	二二〇巻	天智?		不明
2	川原寺切経	不明	不明	天武?		川原寺
3	思明堂切経	一切経雜律	不明	沙門嚴基		不明
4	定王(武蔵守)切経	不明	二五七巻	定王小		不明
5	西三切経	大心經雜律+普賢	不明	不明		不明
6	清王子堂切経	大心經雜律觀經疏卷上+ 楞伽+法華+華严+楞嚴	約七〇〇巻	清王子	藤原不比等、皇太子 三代の母藤原まか	皇居(皇宮)
7	藤原(高麗)切経	大心經雜律觀經疏卷上+	不明	聖武		内裏院
8	藤原(高麗)切経	大心經雜律+法華	二五三巻+	藤原(高麗)		藤原(高麗)
9	藤原(高麗)切経	大心經雜律觀經疏卷上+	不明	藤原(高麗)	藤原(高麗)・高麗女王 の受納	正成寺?
10	清王子堂切経	不明	不明	清王子		不明
11	大日切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	約二八五-四〇〇 巻	聖武		皇居(皇宮)
12	大寺切経	不明	不明	不明		不明
13	觀世音寺切経	不明	不明	不明		不明
14	飯野切経	不明	不明	不明		飯野園?
15	後三切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	全(四)巻+卷外+遺巻 三〇巻	不明		皇居(皇宮)
16	大日如来切経	不明	不明	大日如来		不明
17	常生切経	大心經雜律	不明	常生切経		内裏院
18	孝養切経	大心經雜律觀經疏卷上+別 生・疏卷外+法華+法華	二五〇巻以上	孝養		内裏院
19	廣徳切経	不明	四二〇巻	廣徳		不明
20	清王子堂切経	大心經雜律	半(三)巻	清王子		皇居(皇宮)
21	皇太子切経	大心經雜律觀經疏卷上+ 楞伽+法華+華严	全(三)巻	皇太子	皇太子(高麗)	皇居(皇宮)
22	水鏡切経	不明	不明	聖武	不明	不明
23	高麗(高麗)切経 (高麗(高麗)至二(高麗))	大心經雜律觀經疏卷上+ 楞伽+法華	全(二)巻	高麗(高麗)		不明
24	行徳切経	大心經雜律	二二〇巻	行徳	藤原(高麗)	不明
25	大寺切経	大心經雜律+法華	四二三巻	藤原		不明
26	中切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	約四二〇巻	不明		皇居(皇宮)・内裏院?
27	五切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	一巻(四)巻	不明		皇居(皇宮)・内裏院
27	先切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	四二五巻	不明		皇居(皇宮)・内裏院
27	後切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	四二九巻	不明		皇居(皇宮)・内裏院
27	中切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	四二九巻	不明		皇居(皇宮)・内裏院
27	今切経	大心經雜律+別生・疏 卷外	四二九巻	不明		皇居(皇宮)・内裏院
28	大寺切経	大心經雜律+法華+法華 卷外	二四二巻	藤原		不明
29	大寺切経	大心經雜律+法華+法華 卷外	四二三巻	藤原		不明

表2 奈良時代の欄別字經

No.	仏典名	巻次	年号	月日	種別
1	金剛般若經尼經	巻一	西儀 (天仁)	五	佛牙舍利經
2	妙法蓮華經非摩訶薩門品第二十五	巻一	應永 一 (天仁)		
3	大般若經經卷多羅	巻二四	和銅 五 (仁)	一一・一五	京師中區經 (尼經)
4	大般若經經卷多羅	巻二七	神龜 五 (仁)	六・三三	京師中區經 (佛經)
5	佛心經	巻二	天智 二 (天仁)	一一・一〇	佛心經
6	大般若經經卷多羅	巻二四	天智 二 (天仁)	三	大智度論經 佛心經
7	大般若經經卷多羅	巻二二	天智 二 (天仁)	三	大智度論經
8	聖本經(即行地或空論經)	巻二	天智 二 (天仁)	六・七	佛心經
9	高僧傳	巻二	天智 二 (天仁)	八	石山寺寫經
10	佛心經	巻二	天智 二 (天仁)	八	佛心經
11	妙法蓮華經安樂	巻三	天智 三 (天仁)	八・八	食部經
12	大般若經	巻二	天智 三 (天仁)	八・九	
13	大般若經	巻三	天智 三 (天仁)	一一・一六	
14	大般若經	巻三	天智 五 (天仁)	一一・一三	
15	大般若經	巻三	天智 六 (天仁)	一一・一三	聖德太子御書經卷多羅
16	佛心經	巻二	天智 七 (天仁)	八・一	佛心經
17	佛心經	巻二	天智 七 (天仁)	八・一	佛心經
18	佛心經	巻二	天智 七 (天仁)	八・一	佛心經
19	佛心經	巻二	天智 九 (天仁)	一一・一八	石山寺寫經
20	佛心經	巻二	天智 一〇 (天仁)	六・二九	石山寺寫經
21	大般若經經卷多羅	巻二八	天智 一〇 (天仁)	八・一	
22	仙居寺經卷多羅	巻一	天智 一一 (天仁)	五・一〇	佛心經
23	大般若經經卷多羅	巻三三	天智 一一 (天仁)	六・一〇	石山寺寫經
24	大般若經經卷多羅	巻四七	天智 一三 (天仁)	三・八	佛心經
25	大般若經經卷多羅	巻五七	天智 一三 (天仁)	五・二四	佛心經
26	大般若經經卷多羅	巻二	天智 一三 (天仁)	七・一八	佛心經
27	大般若經經卷多羅	巻二	天智 一三 (天仁)	七・一八	佛心經
28	大般若經	巻五	天智 一四 (天仁)		佛心經
29	大般若經經卷多羅	巻一〇	天智 一五 (天仁)	八・二九	佛心經
30	佛心經	巻二	天智 一六 (天仁)	三・一五	佛心經
31	佛心經	巻二	天智 一六 (天仁)	三・一五	佛心經
32	大般若經經卷多羅	巻五九	天智 一六 (天仁)	六・三〇	佛心經
33	佛心經	巻二	天智 一七 (天仁)	四	佛心經
34	大般若經經卷多羅	巻二七	天智 一九 (天仁)	一一・八	佛心經
35	佛心經	巻二	天智 一〇 (天仁)		佛心經
36	佛心經	不詳	天智 一〇 (天仁)		佛心經
37	佛心經	巻二	天智 一〇 (天仁)	一一・一〇	佛心經
38	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)	一	佛心經
39	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)	一	佛心經
40	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)	三・九	佛心經
41	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)	一〇・一一	佛心經
42	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
43	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
44	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
45	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
46	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
47	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
48	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
49	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
50	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
51	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
52	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
53	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
54	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
55	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
56	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經
57	佛心經	巻二	天智 一一 (天仁)		佛心經

58	佛道經	不詳	長沙藏經 九 (754)	五· 11	
59	佛道經	不詳	長沙藏經 九 (754)	五· 11	
60	大經經	不詳	長沙藏經 九 (754)	六· 111	
61	大經經	卷五〇	長沙藏經 11 (754)		佛道經
62	大經經	卷一	長沙藏經 五 (754)	四· 111	
63	大經經	卷一	長沙藏經 六 (754)	11· 1	佛道經
64	大經經	卷一	長沙藏經 七 (754)	九· 1	佛道經
65	佛道經		佛道經 11 (754)	六	佛道經
66	佛道經	卷一	佛道經 四 (754)	11· 111	
67	佛道經	不詳	佛道經 四 (754)		
68	佛道經	不詳	佛道經 四 (754)	四	
69	佛道經	不詳	佛道經 五 (754)		
70	佛道經	卷一	佛道經 10 (754)	11· 111	佛道經
71	佛道經	卷一	佛道經 10 (754)	五	佛道經
72	佛道經	卷四	佛道經 11 (754)	四· 111	佛道經

Abstract

Sutra copying in the Nara period

MIYAZAKI Kenji

Otani University

The importation of Buddhist scripture into Japan began in around the 6th century. The set of sutras known as the *Issaikyō* was chanted in 651 and copied in 673. The oldest extant copy of this collection of sutras is of 686 and the oldest confirmed example is the text of 734 which was made according to the wishes of Shōmu Tennō.

During the Nara period (710-784), over twenty sets of the *Issaikyō* collection were copied. The constant flow of Buddhist scripture into Japan is the background to this activity. The copies made under the *Ritsuryō* state were mostly done so under the auspices of the Empress's Palace (*kōgō gū shiki*) and of the Imperial Palace (*dairi*). The collection requested by Kōmyōshi known as *Gogatsu tsuitachi kyō* was produced in the former, and in the latter, that by Kōken Tennō (known as the *Keiun Issaikyō*.) The sets are representative of Nara period copies of the collection. Designated “*Chokutei Issaikyō*” (the “definitive imperial *Issaikyō*”) by the Ritsuryō

state, they subsequently became model texts.

Regarding the composition and content of the collection, some specific characteristics are of note. While it was based on the *Kaigen shakkyō roku*, it also included *besshōkyō* (extracts from larger sutra collections), *gigikyō* (apocryphal sutras), *mokurokugaiyō* (sutras not in the catalogues) and *shōsho* (commentaries). This peculiarity reflects the fact that not only that the entirety of the *Kaigen shakkyō roku* was not available in Japan, and belies the state of Japan's sutra collection at that time, but also indicates that there were some limits concerned with the intake and acceptance of the sutras to Japan.

In order to supplement the gaps in the collection, the importation of texts by monks from Tang China was actively encouraged. The state's *Chokutei Issaikyō* is testament to these efforts.

On the other hand, there exists a sharp distinction between state ordered copies of sutras and sutras copied privately in response to personal requests. Many of the copies that fall into the latter category can be further divided into those made for the centrally based nobility, the central lower level bureaucracy, and for wealthy provincial clans. For the former were copied the *Issaikyō* collection and scriptures concerned with protection of the realm (*gokoku butten*), and these were copied and devoted for salvation of the imperial house and of all sentient beings. They display a strong "state" character. The latter comprised a variety of content and many were copied as a form of ancestor worship and reflect thaumaturgical beliefs.

As a summary of the sutra scriptorium, the *Zōtōdaijishi shakkyōsho* scriptorium may be taken as an example. Those employed there were

administrators such as the *bettō* and *anzū*, and specialists such as the sutra instructor (*kyōshi*), proofreader (*kōsei*), and decorator (*sōō*), along with those who worked under them. The specialists were mostly temporary employees and they did sutra copying related work while living in boarding houses.

The process of sutra copying was as follows. A request for copy would be received and the scriptorium would assemble an estimate of necessary materials for the job. Once accepted, the next step was the appointment of the workers and the selection of copybook along with the manufacture of paper for the copy. Once this preparation was complete, the sutra instructor would copy the sutra. Next, the proofreader would make any necessary corrections. The process was completed with the decorator's tasks.

The fee for sutra copying was high but if a character had been copied incorrectly or omitted the punishment would often be a monetary one. It was under such a harsh system, which also involved qualifying exams, that the extant *Narachō shakyō* was produced. Written requests for time off and for loans also provide an insight into the lives of the scribes.

The origins of the *Narachō shakyō* are diverse. It was used later as a copybook for extant transcripts and printed books. All aspects of the *Narachō shakyō* deserve scholarly attention.

It is thought that a large number of imported Buddhist scriptures (*Hakusai butten*) and Silla sutra copies (*Shiragi shakyō*) existed in the Nara period, and traces of these can be found throughout history. There is a high probability that *Shiragi* copies are among the extant copied sutras in Japan. A detailed survey and the compilation of evidence are necessary in order to

distinguish these. Paper quality, writing styles, and decorative aspects will provide important hints for identifying *Shiragi* copies.

Key Words : Narachō syakyō(the hand-copied sutras in Nara Dynasty), Shilla syakyō(the hand-copied sutras in Silla), Syakyō (Hand-copied sutras), Kankyō(Collation of hand-copied sutras), Tripitaka, Gogatsu tsuitachi kyō, Keiun issaikyō, Kaiyuan-shijiao-lu, Pan-biliang-lun, Shōsōin monjyo, Emperor Shōmu, Kōmyōshi, Empress Kōken, Genbō, Shinjyō, Syakyōjyo(the institution of hand-copied sutras), Tōdaiji temple

2011년 5월 16일 투고
2011년 6월 20일 심사완료
2011년 6월 21일 게재확정